

1 施策が目指す江東区の姿
 総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の基本理念を一層推進するため、介護従事者の確保と処遇改善を目的に平成21年度と平成24年度に介護報酬の改定が行われた。また、平成24年度には地域包括ケアシステムの実現に向けて介護保険法の一部が改正された。 ・区では、地域包括支援センターを平成24年度までに8か所設置し、ランチである在宅介護支援センターと連携を図り包括的支援を行っている。 ・平成25年度から、厚労省通知において、個別支援の取り組みの中から地域課題を抽出し政策形成等につなげる地域ケア会議の開催が明文化された。 ・平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病患者等にも拡大された。 ・福祉サービスについては、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めた。 ・保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区では、団塊世代が高齢者となる平成26年に高齢者が10万人を超えると予測している。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者人口の急増に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 ・高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた一層の連携・推進が求められる。 ・障害者総合支援法の施行に伴い、事業や組織の対応が求められる。 ・インターネット等の情報媒体が、区民の情報ツールとして活用され、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度導入時と比べると、施設サービス利用者は約2.3倍、居宅サービス利用者は約5.4倍となっているが、要介護状態の長期化・重度化が進み、区民からの施設サービスの利用希望が高まっている。また、家族介護者の負担の軽減、健康づくり、介護が必要にならないための支援への要望が非常に高く、ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりへの要望も高まっている。 ・障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。 ・区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の急増に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。 ・障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 ・長引く景気低迷などの社会情勢によって、共働き世帯の増加等区民の生活環境はさらに大きく変化し、より質の高い福祉サービスの提供が求められる。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
89 保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	%	30.1	33.5	34.7	34.2			40	高齢者支援課
90 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	86.3 (21年9月)	85.6	85.0	84.5			84.6	介護保険課
91 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	人	2,001 (20年度)	2,236	2,263	2,290			2,553	福祉課
92 福祉サービス第三者評価受審施設数	施設	102 (20年度)	137 (21年度)	186 (22年度)	246 (23年度)			403	福祉課

5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	36,477,272千円	30,846,913千円	39,472,338千円	
事業費	35,550,125千円	29,984,678千円	38,588,481千円	
人件費	927,147千円	862,235千円	883,857千円	

本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

特別養護老人ホームは、区内に13か所整備が完了しているが、平成25年3月末現在で入所待機者が2,077人となっている。

介護老人保健施設は、平成24年11月に新規に1施設開設し、区内に7か所整備が完了した。

認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成23年度に1か所、平成24年度に3か所開設した。

高齢者の在宅生活を支援するため、自立生活に不安のある方を対象とした都市型軽費老人ホームを平成23年度に1施設、平成24年5月に1施設開設した。

要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設を平成24年度に1か所整備し、区内に4か所となったが、深川南圏域が未整備である。

民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役を担っているが、大規模マンションの建設等による人口増加で、臨海部を中心に民生委員の欠員が生じている。

平成25年4月から、地域包括支援センターと在宅介護支援センターに愛称「長寿サポートセンター・長寿サポート」を設定し、高齢者の身近な相談窓口であることをPRしている。この長寿サポートセンターを中心とした専門多職種の協働のもと、公的サービス以外の社会資源を積極的に活用する地域ケア会議が求められている。

二次予防事業対象者の把握方法を変更したことにより、対象者数は大幅に増加したが、事業参加者数は増えていない。

障害者総合支援法の施行により、難病患者等にも対象が拡大されたが、その取扱いについては、既存の対象者との公平性に配慮する必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を計画的に整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。

区内14か所目となる特別養護老人ホームを平成25年度中に竣工予定であり、さらに15か所目の整備にも着手するなど引き続き着実な整備を推進する。

小規模多機能型居宅介護施設についても、平成26年度に1か所の整備を計画している。

要介護高齢者の在宅生活を支援するため、24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、平成24年度から区内で3事業所が展開中だが、実態把握・効果等の検証を行っていく。

地域包括ケアシステムの実現に向けた方策のひとつとして、地域課題の解決策や政策への提言が抽出されるよう、地域ケア会議を開催し、効果的に運営していく。

介護予防事業の参加者数を増加させるため、効果的な勧奨方法の確立と、効果的かつ魅力的なプログラムの提案、参加しやすい場所の提供、参加手続きの簡略化に取り組む。

障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。

質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者のサービスの改善・向上を図る。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 25

総合的な福祉の推進

主管部長(課) 福祉部長(福祉課)
関係部長(課) 福祉部長(高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

行政評価(二次評価)結果

【平成23年度】

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部課で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。
- ・各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る。
- ・各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。
- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する。

【平成24年度】

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。【福祉部】
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。【福祉部】
- ・各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る。【福祉部】
- ・各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。【福祉部】
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。【福祉部】
- ・地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する。【福祉部】

これまでの取り組み状況		
福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部課で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む		
取 り 組 み	高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画が現在進行中であり、引き続き後期高齢者が最も増加する2025年に向け、関係機関が連携して切れ目のない介護サービスを提供することを可能にする地域包括ケアシステムを段階的に確立するため、計画の進捗状況を管理している。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	特になし	特になし
各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る		
取 り 組 み	国や都の補助制度を活用した本区の補助制度を用意して、民間事業者の参入を促し、長期計画の整備目標を着実に達成していく。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	特になし	特になし
各種在宅サービスについて、その効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する		
取 り 組 み	食事サービス事業については、対象の高齢者が、食生活の安定を確保しつつも、食事を過度の配食に依存することなく、自立した生活を送れるよう配慮した。また、食事宅配サービス分野に民間事業者の進出が進んだことから、区の食事サービスの役割が食事の配達よりも安否確認サービスの一環となっているため、配食数の上限を一日一食の週七食に改めた。 自己負担の無い事業については、受給者数の推移や事業の必要性・緊急度など、各事業をそれぞれ分析し、導入の可否を検討していく。 なお、事業によっては所得制限が設定されているものもあり、自己負担のあり方と所得限度額の適正化、これら双方から検討していく必要がある。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	特になし	食事サービス事業
福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む		
取 り 組 み	事業者に対し、長期計画に基づき着実に受審を進め、区民への積極的な情報提供を働きかける。また、区民に対し東京都福祉ナビゲーションの周知を進め、併せて区ホームページからも評価検索ページへのリンク設定を行い、利便性の向上を図る。また、平成25年度から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を評価対象に追加した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	福祉サービス第三者評価推進事業	特になし
地域包括支援センターと在宅介護支援センター、福祉会館のあり方を見直し、効果的・効率的に施策を展開することが可能となる体制を構築する		
取 り 組 み	地域包括支援センターと在宅介護支援センターが併設する施設については機能を統合のうえ、25年度から地域包括支援センターは「長寿サポートセンター」、在宅介護支援センターは「長寿サポート」と愛称を設定。総合相談を担う窓口として広く周知を図る。単独に設置されている長寿サポートはランチとして、長寿サポートセンターと連携しつつ窓口機能を担当する。相談業務の効率化を目的としたシステム構築を検討中。 福祉会館は、そのあり方を検討した結果、1施設について平成26年4月より指定管理者制度を導入する。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	地域包括支援センター運営事業	在宅介護支援センター運営事業